

障害のある子供の支援をする教職員の方へ ～障害別基礎コンテンツ改訂のお知らせ～

県総合教育センター特別支援教育部

1 はじめに

障害別基礎コンテンツは、若年層や特別支援教育の経験が浅い教員を対象として、すぐに実践で役立つことを分かりやすく伝えるために作成したコンテンツである。

令和2年度には、コンテンツ運営の在り方を見直し、「いつでも、どこでも、学ぶことができること」「本県の特別支援教育の専門性の向上に貢献できること」を目的に、当センターのWebサイトに県内教職員限定で公開することとした。「知的障害」「自閉症」「発達障害」「肢体不自由」の四つの障害種の改訂を行い、掲載した。令和3年度には、新たに四つの障害種の改訂を行い、令和4年度、Webサイトに掲載した。

2 令和4年度Web掲載 障害別基礎コンテンツ

【視覚障害】

- I 視覚障害とは
- II 見え方の特徴と主な眼疾患
- III 視覚障害のある子供の教育の場・支援の場
- IV 視覚障害のある幼児児童生徒の指導の実際1
- V 視覚障害のある幼児児童生徒の指導の実際2
- VI 視覚障害を補うための教材・教具の工夫と教室環境の整備
- VII 見ることに困難のある子供への支援

【聴覚障害】

- I 聴覚障害とは
- II 聴覚障害者の意思疎通等のための手段と聞こえを補う機器
- III 聴覚障害のある子供の指導内容と学びの場
- IV 聴覚障害のある児童生徒の指導・支援1
- V 聴覚障害のある児童生徒の指導・支援2
- VI 聴覚障害教育の実際と課題

【病弱・身体虚弱】

- I 病弱・身体虚弱児の教育について
- II 病気について
- III 病弱・身体虚弱教育の教育課程・教育体制
- IV 病弱・身体虚弱児の自立活動について
- V 病弱・身体虚弱教育の指導内容・方法の工夫
- VI 病弱・身体虚弱教育における課題

【言語障害】

- I 言語障害とは
- II 構音障害
- III 構音指導
- IV 吃音
- V 言語発達の遅れ
- VI 言語発達の遅れの指導
- VII ことばの教室に求められる役割



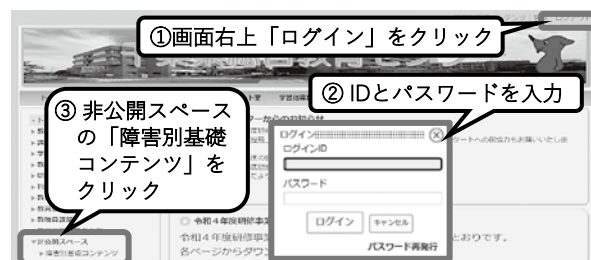
3 障害別基礎コンテンツの利用方法

(1)利用申込

- ① sosetokusi@chiba-c.ed.jp のメールアドレスへ「障害別基礎コンテンツ希望」であることを送信する。
- ② IDとパスワードが記載されたメールが返信される。

(2)コンテンツのダウンロード

- ① 県総合教育センターWebサイトの画面右上のログイン部分をクリックする。
- ② ログイン画面が表示されるので、送られてきたIDとパスワードを入力する。
- ③ 非公開スペースが左側の下に表示されるので、「障害別基礎コンテンツ」をクリックし、ダウンロードする。



3 おわりに

本コンテンツは、ベテラン層の教職員にとっても自身の実践の振り返りや指導者として研修を主催する上でも有効である。ぜひ、県内の多くの先生方に御活用いただきたい。

【問合せ先】 特別支援教育部 (043-207-6023)